

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成16年7月1日
条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の概要
 - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (3) 指定管理者の指定の期間
 - (4) 申請の資格
 - (5) 申請の受付期間
 - (6) 申請の方法
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
- (指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えた申請書を市長等に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類
- (指定管理者の指定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請書の提出をした団体のうちから、次に掲げる選定基準に照らし、当該公の施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) その事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第5条 市長等は、指定管理者の指定をした団体と公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
 - (2) 事業計画に関する事項
 - (3) 事業報告等に関する事項
 - (4) 市が支払うべき管理の費用に関する事項
 - (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
 - (6) 公の施設の管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項
- (事業報告書の作成及び提出)

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第8条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 管理に係る経費の収支状況
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項
- (業務報告の聴取等)

第7条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第8条 市長等は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する市長等の指示に従わないとき。
 - (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。
 - (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条及び第67条の規定による個人情報の取扱いに関する義務に違反したとき。
 - (4) 前3号に準ずる不適切な行為が認められるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。
- 3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止について準用する。

(一部改正〔平成18年条例30号・令和5年1号〕)

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

(一部改正〔平成18年条例30号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第30号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2～8 略

(多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けているものに係る前項の規定による改正後の多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項第3号の規定の適用については、当該指定管理者の指定を受けているものの当該指定の期間内に限り、同号中「多賀城市個人情報保護条例(平成9年多賀城市条例第10号)第13条第2項及び第3項の規定による個人情報の取扱いに関する義務」とあるのは、「多賀城市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成18年多賀城市条例第30号)附則第8項の規定による改正前の多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第11条(第2項後段を除く。))に規定する個人情報の取扱いに関する義務」とする。

附 則(令和5年3月10日条例第1号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。